

○農林水産省告示第八百七十六号

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の施行に伴い、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和五年七月二十六日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一

第二

第三 平成二十二年一月二十九日農林水産省告示第二百四十三号（ペルーから発送されるケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。	
改正後	改正前
三 生産地における検査及び証明 (一) (略)	三 生産地における検査及び証明 (一) (略)

第四

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ、ニシインドミバエ及び <i>Anastrepha striata</i>（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。 イ (略) 六 こん包及びこん包場所 (一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。 (二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。 (三) (略)	(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。 イ (略) 六 こん包及びこん包場所 (一) 消毒された生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。 (二) (一)のこん包は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。 (三) (略)
---	---

第五

附 則

この告示は、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年八月一日）から施行する。